



平成29年3月30日

各 位

会社名 新日本電工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 白須 達朗  
(コード：5563、東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 越村 隆幸  
(TEL. 03-6860-6800)

### 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成28年12月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成28年12月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

当社の海外持分法適用非連結子会社であるNDRリサイクル株式会社（以下「NDR社」）において、従業員による不正行為の事実が判明しました。

当社はこの事実を受けて、専門的能力を有した現地の弁護士事務所に調査を依頼しました。

その結果、NDR社において、現地の幹部従業員が工事費用の水増しによる着服、同社の預金口座からの不正送金等の不正行為を行っていたことが確認されました。

これに伴いNDR社の財務諸表の修正を行いました。

当社では、内部統制部による特別監査を行い、根本原因の調査および抜本的対策を策定し、実施することとしております。

これらの不正行為の根本原因としては、対応要員の育成や実効性のある監査等のサポートを含む当社の関係会社管理が不十分だったこと、NDR社の役員、従業員のコンプライアンス遵守に関する意識が低かったことなどがあげられ、それらの不備により不正が発生したと認識しております。

以上の不正行為の起因となった当社及びNDR社の全社的內部統制の不備は、当社の財務情報に重要な影響を及ぼすこととなるため、当社及びNDR社の全社的內部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

#### 2 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度末日までには是正できなかった理由は、当該不備が事業年度末日後に事実確定したためであります。

### 3 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、調査結果を踏まえ、以下の通り再発防止策を推進してまいります。

① 関係会社管理を含め、当社グループ全体としての内部統制とコーポレートガバナンスの更なる強化を図ることとします。

② 海外事業の継続および進出については、事業の内容とリスクに鑑み、対応できる体制、内部統制システムに関する十分なサポート体制を構築することとします。

③ 各関係会社の内部統制責任者である社長が、率先垂範で日常業務における最優先課題として内部統制を掲げ、コンプライアンス遵守に関する意識の向上を図っていくこととします。

以上の抜本対策を実効性のあるものとするため、マネジメント教育・内部統制教育を強力に推進し、当社グループ管理職層のマネジメント能力水準を向上させていきます。

### 4 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて平成28年12月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表に与える影響はありません。

### 5 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上